



年末調整に備えて

※ はじめに

もう今年も残すところあと2月をきってしまいました。つくづく月日の経つのは早いものと実感させられます。

10月1日に弊所も無事3周年を迎えることができました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

これからも皆様から信頼され、親しみをもって頂ける事務所となり、末永く皆様のお力となれるように日々精進してまいります。今後ともよろしく願い致します。

さて年末が近づいてきたということは、年末調整の時期も近づいてきたということです。みなさん準備はいかがでしょうか。今年はマイナンバーの配布にすっかり飲まれている感がありますが、マイナンバーの収集が義務付けられるのは来年の平成28年からです。年末調整のタイミングで収集するのは任意となっており、そこは分けて処理されるのも一つの整理方法と思います。

※ ワンポイント解説

1. 年末調整の準備

詳細な書き方は税務署から配布される手引きに任せるとして、年末調整の準備としてやっておいた方が後々業務が効率よく進むポイントを記載しています。

※ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

福井県は小浜市へ行ってきました。

ワンポイント解説

I. 年末調整の準備

下記2つの申告書を従業員に配布していきますが、その配布の際に、記載上の注意点として、従業員さんに最初に伝えておくべき、あるいは聞いておくべき点を記載していきます。

① 2つの申告書

A) 扶養控除申告書

The image displays three tax forms related to dependent exemption. The top form is the '給与所得者の扶養控除等（異動）申告書' (Form 1040). The middle form is the '平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書' (Form 1040-28), which is the current year's version. The bottom form is a detailed view of the '扶養控除対象配偶者' (Form 1040-28-1) section, showing fields for name, birth date, and relationship. Arrows indicate the flow of information from the detailed view to the main form and then to the top form.

この年末調整のタイミングで配布する扶養控除申告書は平成 28 年分のもですが、こちら様式がマイナンバーの記載箇所が設けられていて（上図参

照）、以前のものとかなり変わっております。ただ、「はじめに」でも記載しましたが、今年の年末調整でのマイナンバーの収集は任意ですので、この欄に番号を記載するのは平成 28 年になってからでもかまいません。

扶養とは、「その従業員さんが養っている親族」と捉えてください。お子さんをはじめ、親御さんのほか親族の方も、仕送りをしているなど生活の面影を見ている事実があれば扶養とすることができます。（※ここでいう親族とは、6 親等内の血族と 3 親等内の姻族をいい、範囲が決まっています。）一方、養っていても、いわゆる内縁関係の方を扶養に入れることはできません。

控除対象配偶者・扶養親族の「平成 28 年中の所得の見積額」の欄には、扶養している方に収入があれば漏れなく記載するようにしてください。記載を求められているのは収入ではなく所得ですが、違いがわからないこともあると思いますので、収入でもとにかく記載してもらうことが重要です。記載してもらってから内容を確認するようにしましょう。

従業員本人や被扶養者の中に障害者に該当する人がいる場合、扶養している子供はいるが配偶者はいない人で、その原因が離婚・死別なのか未婚なのか不明な場合には、特に質問しづらい項目かと思いますが、税金が安くなる可能性があることをお伝えして、この機会に確認しておいてください。未婚の方で子どもを扶養にしている場合は寡婦（特別の寡婦、あるいは寡夫を含みます）控除を受けられませんのでご注意ください。

B) 保険料控除申告書

(こちらは特に変更はありません)

保険料控除申告書には、加入している生命保険や地震保険、国民年金、小規模企業共済などの控除証明書を添付して提出してもらってください。記載方法が不明であっても、とにかく控除証明書を提出してもらってください。

国民健康保険の支払実績は、領収書で確認するほか、市役所に直接電話で問い合わせる方法があります。国民健康保険料については控除証明書は必要ありません。

基本的に控除証明書がなければ支払保険料や保険会社がわかっても控除はできません。加入しているのに手許にない場合は、お早めに保険会社に再送の連絡をしてください。

② 住宅ローン控除を受ける場合

住宅ローン控除を年末調整で受ける場合は、住宅を購入した初年度において確定申告をしていることが必要になります。これをしていないと税務署から年末調整で住宅ローン控除を受けるために必要な書類「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」が届きませんので、借入残高証明書は

あるがその書類がないという方には、まず確定申告はしているかどうかご確認ください。

③ 27年中に入社している人の場合

年の中途で入社している人の場合には、平成27年中入社以前にお仕事をされていない人を除いて、必ず前職の源泉徴収票が必要になります。基本的には退職したあと、最後のお給料計算が終われば源泉徴収票は作成できますので、最後の給料明細と一緒に入手できると思いますが、中には年末調整時期まで出せないと主張する会社もあるのが実情です。雇用主は元従業員の求めに応じて源泉徴収票を出す義務がありますので、早く出してもらうように従業員さんに伝えてください。どうしても出してもらえないようであれば、平成27年中の前職の給与明細がそろっていれば、それでも計算は可能ですので、対応してあげるのも一つの手段です。

源泉徴収票、給与明細どちらもなければ、年末調整はできません。

④ 提出期限を設けること

年末調整資料は、記載内容の確認やシステムへの入力など、預かってからの処理に時間がかかりますので、あらかじめ期限を設けてそれまでに提出すること、明確な理由がなくその期限に遅れた場合はその書類を省いて年末調整をするか、年末調整未済となることを伝えておくべきです。

II. まとめ

如何に効率よく収集するかが年末調整を円滑に進めるためのカギになると思います。そのためのポイントは、2つの申告書配布時に、あらかじめ内容と収集時期を説明しておくこと。事前の準備がその後の流れを左右すると思います。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

| | | | |
|--------|--|-----|--------------|
| 事務所名 | 武原税理士事務所 | | |
| 所在地 | 〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階 | | |
| 電話 | 06-4963-3670 | FAX | 06-4963-3793 |
| E-Mail | takehara@zeirisi-takehara.com | | |
| URL | http://www.zeirisi-takehara.com | | |
| 所属団体等 | 近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー 公益社団法人東納税協会 記帳指導員 | | |

☆ スタッフ近況 ☆

<福井県は小浜市へいってきました>

10月初旬、天気もよかったので、ドライブをメインの目的として小浜市へ行ってきました。

行きも帰りも地道をしましたが、非常に走りやすく、本当に気持ち良かったです。

2番目の目的として、焼き鯖寿司を頂きました。さすが鯖街道の出发点、サバが美味しい！このサバを京都まで徒歩で届けていたのかと、その鯖街道を走りながら思いました。

